

薬生食監発 0620 第 1 号
平成 30 年 6 月 20 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

中国向け輸出水産食品に関する自主検査の実施について

中国向け輸出水産食品については、「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（平成 25 年 10 月 17 日付け食安発 1017 第 1 号別紙）により取り扱っており、中国の衛生規定に対する違反状況等を踏まえ、衛生証明書の発行申請の際に自主検査の成績書の添付を必要とする場合には、別途通知により添付を求めることとされているところです。

今般、中国政府より、我が国から中国へ輸出された下記の水産食品について、中国食品安全国家标准（食品中の汚染物質の最大許容量（GB2762-2017））で定めるカドミウムの基準値を超過した事例が複数発生し、有効な管理措置をとるよう求められていることから、当該品を輸出する事業者に対して、当該規定に基づきカドミウムの基準に適合していることを確認できる成績書の添付を求めようお願いします。

なお、登録検査機関に対して、基準値より多く求めた 1 桁をそのまま分析値として成績書に示すよう求めているところであり、当該数値により基準への適否を判断するようお願いします（例：基準値が 0.5mg/kg の場合、0.51mg/kg は不適合）。

記

①蟹の甲羅（中国側の HS コード：1605.4090.00）

蟹の甲羅に適用される基準値：0.5mg/kg

②イカの乾製品（中国側の HS コード：1605.5400.00）

イカの乾製品に適用される基準値：0.1mg/kg